

【法令名称】中国(上海)自由貿易試験区管理弁法
【発布機関】上海市人民政府
【発布番号】上海市人民政府令第7号
【発布日】2013.09.29
【実施日】2013.10.01
【時限性】現行有効
【効力等級】地方政府規則
【全文】

上海市人民政府令(第7号)

「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法」は既に2013年9月22日の市政府第24次常務会議で可決されており、ここに公布し、2013年10月1日から施行する。

市長 楊雄

2013年9月29日

中国(上海)自由貿易試験区管理弁法

第一章 総則

第一条(目的と根拠)

中国(上海)自由貿易試験区の建設を推進するため、「国務院に授權して中国(上海)自由貿易試験区において関連法令の定める行政審査許可を一時調整する旨の全国人民代表大会常務委員会の決定」、「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」および関連法律、法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条(適用範囲)

本弁法は国務院の許可を得て設立した中国(上海)自由貿易試験区(以下、「自由貿易試験区」という)に適用される。自由貿易試験区は上海外高橋保稅区、上海外高橋保稅物流園区、洋山保稅港区および上海浦東空港総合保稅区が含まれ、総面積は28.78平方キロメートルである。

第三条(区域の機能)

自由貿易試験区はサービス業の拡大開放および投資管理体制の改革を推進し、貿易のモデルチェンジ・グレードアップを推し進め、金融分野の高度な開放を進め、監督管理サービス方式を革新し、国際投資および貿易の規則体系に相応しい行政管理体制を模索確立し、国際化、法治化された商業環境を育て、模範となって牽引し、国全体のために積極的な作用を発揮する。

第二章 管理機構

第四条(管理機構)

上海市は中国(上海)自由貿易試験区管理委員会(以下、「管理委員会」という)を設立する。管理委員会は市政府の出先機関として、自由貿易試験区の改革任務を具体的に実施し、自由貿易試験区関連行政事務の統括的な管理および調整を行う。

市関連部門および浦東新区等の区県政府は協力体制を強化し、管理委員会の各種作業を支援しなければならない。

第五条(機構の職責)

管理委員会は本弁法に基づいて以下の職責を履行する。

- (一) 自由貿易試験区の各種改革試行任務の推進実施に責任を負い、自由貿易試験区の発展計画および政策措置を研究提起、組織実施し、自由貿易試験区関連行政管理制度を制定する。
- (二) 自由貿易試験区内の投資、貿易、金融サービス、国土計画、建設、緑化都市景観、環境保護、労務人事、食品薬品監督管理、知的財産権、文化、衛生、統計等に関する行政管理作業に責任を負う。
- (三) 工商、品質監督、税務、公安等の部門の自由貿易試験区における行政管理作業を指導し、税関、検査検疫、海事、金融等の部門の自由貿易試験区における行政管理作業を調整する。
- (四) 安全審査、独占禁止審査の関連作業を担当する。
- (五) 自由貿易試験区内の総合的な法執行作業に責任を負い、自由貿易試験区内の都市管理、文化等の領域の行政法執行を組織し実施する。
- (六) 自由貿易試験区内の総合サービス作業に責任を負い、自由貿易試験区内の企業および関連機関のために指導、コンサルティング並びにサービスを提供する。
- (七) 自由貿易試験区内の情報化建設作業に責任を負い、自由貿易試験区の監督管理情報の共有体制とプラットフォームを構築し、適時に公共情報を発布する。
- (八) 自由貿易試験区内の産業配置および開発建設活動を統括的に指導し、自由貿易試験区内の重大投資プロジェクト建設を調整し推進する。

(九) 上海市政府が与えるその他の職責。

元の上海外高橋保税區管理委員会、洋山保税港区管理委員会、上海総合保税區管理委員会がそれぞれ責任を負っていた関連行政事務は、まとめて管理委員会が担当する。

第六条(総合法執行)

管理委員会の総合法執行機関は法に従って以下の職責を履行する。

- (一) 都市管理領域、文化領域の行政処罰権、および行政処罰権に関する行政強制措置権と行政検査権を集中的に行使する。
- (二) これまで上海市国土計画、建設、住宅保障家屋管理、環境保護、民間防衛、人的資源社会保障、知的財産権、食品薬品監督管理、統計部門が法律、法規ならびに規則に従って行使していた行政処罰権、および行政処罰権に関する行政強制措置権と行政検査権を集中的に行使する。
- (三) 市政府が決定する管理委員会の総合法執行機関が行使するその他の行政処罰権

第七条(集中サービス場所)

管理委員会は自由貿易試験区の区域配置と企業の必要に応じて、集中的に行政サービスおよび管理事項を行う場所を設立しなければならない。

第八条(区内機構)

税関、検査検疫、海事、工商、品質監督、税務、公安等の部門は自由貿易試験区において事務機構を設立し、法に従って自由貿易試験区に関する監督管理および行政管理の職責を履行する。

第九条(その他の行政事務)

市関連部門および浦東新区政府は各自の職責に基づき、自由貿易試験区のその他の行政事務を担当する。

第三章 投資管理

第十条(サービス業の開放拡大)

自由貿易試験区は「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」に基づいて金融サービス、運輸サービス、商業貿易サービス、専門サービス、文化サービスおよび社会サービスなど

3 / 12

の分野で開放を拡大し、投資者の資格要求、持分比率制限、経営範囲制限などの参入規制措置を一時停止または取り消す。

自由貿易試験区は先行試行の推進状況および産業発展の必要に応じて、開放を拡大する分野、試行内容および関連制度の革新措置を継続的に模索する。

第十一条(ネガティブリスト管理方式)

自由貿易試験区では外商投資参入前内国民待遇を実施し、外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)管理方式を実施する。

外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)以外の分野については、内外資一致の原則に基づき、外商投資プロジェクトを認可制から届出制に変更する。ただし、国内投資プロジェクトは認可のままとする旨国務院が規定している場合は除く。外商投資企業契約・定款を審査許可から届出管理に変更する。

自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)は市政府が公布する。外商投資プロジェクトおよび外商投資企業届出弁法は市政府が制定する。

第十二条(国外投資届出制)

自由貿易試験区内の企業が国外で投資設立する企業については、届出制を主とする管理方式を実施し、国外投資一般項目については届出制を実施する。

国外投資設立企業および国外投資プロジェクト届出弁法は市政府が制定する。

第十三条(登録資本引受登記制)

自由貿易試験区では登録資本引受登記制を実施する。会社株主(発起人)は自己の出資引受額、出資方式、出資期限などについて自主的に取り決めた上で会社定款に記載する。ただし、法律、行政法規で特定企業の登録資本登記について別途規定がある場合は除く。

会社株主(発起人)は出資金払込み状況の真実性、適法性について責任を負い、自己の引き受けた出資額または持分を限度に会社に対し責任を負う。

第十四条(営業許可証と経営許可)

自由貿易試験区内で営業許可証を取得した企業は、直ちに一般生産経営活動に従事することができる。許可が必要な生産経営活動に従事する場合、営業許可証取得後に主管部門に対し申請することができる。

法律、行政法規で企業設立に申告許可が必要と定められている場合、営業許可証の申請前に法に従って許可手続きを行わなければならない。

第四章 貿易の発展と利便化

第十五条(貿易のモデルチェンジ・グレードアップ)

自由貿易試験区は本部経済を積極的に発展させ、多国籍企業が自由貿易試験区内でアジア太平洋地域本部を設立することを奨励し、貿易・物流・決済などの機能を融合した運営センターを構築する。

自由貿易試験区は国際貿易、倉庫保管物流、加工製造などの基礎業務のモデルチェンジ・グレードアップを推進し、オフショア貿易、国際貿易決済、国際大口商品取引、ファイナンスリース、先物保税取引・クロスボーダー電子商取引などの新型貿易業務を発展させる。

自由貿易試験区内企業が国際国内貿易を統括展開し、内外貿易一体化の発展を実現させることを奨励する。

第十六条(運輸ハブ機能)

自由貿易試験区は外高橋港、洋山深水港、浦東空港ハブの連動作用を発揮し、自由貿易試験区外運輸産業集積区との協同発展を強化する。

自由貿易試験区は運輸金融、国際船舶運輸、国際船舶管理、国際船員管理、国際運輸仲介業などの産業を発展させ、運輸運賃デリバティブ取引業務を発展させる。自由貿易試験区は航空貨物郵便国際積替を発展させ、航路、運輸権の開放の度合いを高める。

自由貿易試験区は競争力のある国際船舶登記政策を実行し、効率の高い船籍登記制度を構築する。自由貿易試験区内企業は「中国洋山港」を船籍港として船舶登記を行い、国際運輸業務に従事することができる。

第十七条(出入国監督管理制度の革新)

自由貿易試験区と国外の間の貨物の出入りについては、自由貿易試験区内企業が輸入船積書類情報に基づき貨物を区内へ先行搬入した上で、入国届出手続きを行うことを認める。自由貿易試験区と国内区外の間の貨物の出入りについては、出入口のインテリジェント化識別、電子情報ネットワーク管理方式を実施し、リスト照合、手帳管理、出入口管理貨物の実証の監督管理制度を整備する。

自由貿易試験区内企業が貨物を区外に搬出する前に、自ら時間を指定して検査申請を行うことを認める。

自由貿易試験区は貨物状態分類監督管理方式を推進する。自由貿易試験区内の保税倉庫保管、加工などの貨物については、保税貨物状態に基づき監督管理を行う。自由貿易試験区の通関を通じて輸出入または国際積替を行う貨物については、通関貨物状態に

基づき監督管理を行う。自由貿易試験区内に搬入された特定の国内貿易貨物については、非保税貨物状態に基づき監督管理を行う。

第十八条(出入国監督管理サービスの利便化)

自由貿易試験区は新型業務監督管理の革新試行を推進し、サービス貿易、オフショア貿易および新型貿易業務発展の需要に適応した監督管理方式を構築する。

自由貿易試験区は国際積替、集荷および仕分け業務を積極的に発展させる。「一回申告、一回検査、一回通関」方式を推進する。

自由貿易試験区内貨物の流通手続きを簡素化し、「集中申告、自主輸送」の方式に基づき、自由貿易試験区内企業間の貨物の流通を推進する。

輸出入商品検査鑑定機関の設立を奨励する。第三者検査鑑定機関の検査測定結果に関する信任制度を構築する。

第五章 金融革新とリスク防止

第十九条(金融革新)

自由貿易試験区で金融分野の制度革新・先行試行を実施し、自由貿易試験区の金融改革革新と上海国際金融センター建設の連動体制を構築する。

第二十条(資本項目の兌換自由化)

自由貿易試験区で資本項目の兌換自由化を可能とし、リスクがコントロールできる前提の下、口座毎に計算する方式により、業務および管理方式を新しくする。

第二十一条(金利の市場化)

自由貿易試験区において実体経済の発展に適応した金融機関による価格自主決定メカニズムを育成し、徐々に金利の市場化改革を推進する。

第二十二条(クロスボーダー人民元決済の利用)

自由貿易試験区内機構のクロスボーダー人民元決済業務を事前許可段階から切り離す。自由貿易試験区内企業は自己の経営上の必要に応じて革新的なクロスボーダー人民元業務を実施し、クロスボーダー人民元利用の利便化を実現できる。

第二十三条(外貨管理)

自由貿易試験区発展の必要に適應した外貨管理体制を構築し、貿易投資の利便化を推進する。

第二十四条(金融主体の発展)

自由貿易試験区の必要に應じて、国の金融管理部門の許可を得た上で、異なるレベル、異なる機能、異なるタイプの金融機関が自由貿易試験区へ参入することを認め、金融市場が自由貿易試験区内に国際向けの取引プラットフォームを構築することを認めることで、様々なレベルの全方位型金融サービスを提供する。

第二十五条(リスク防止)

上海市は、国家金融管理部門との調整を強化し、国の金融管理部門が自由貿易試験区において金融業務の発展に適應した監督管理およびリスク防止体制を構築することに協力する。

第六章 総合管理およびサービス

第二十六条(管理の最適化)

自由貿易試験区は国際化、法治化の要求に基づき、高効率で迅速な管理およびサービス方式を構築し、投資と貿易の利便化を促進する。

第二十七条(管理情報の公開)

管理委員会および関係部門が職務履行過程において作成または取得した政策内容、管理規定、取扱手順および規則などの情報は、企業からの照会の利便を図るため、公開、透明化しなければならない。

自由貿易試験区に関する政策措置、制度規範を作成、調整する過程においては、自由貿易試験区内企業に対して積極的に意見募集を行わなければならない。

第二十八条(ワンストップ受理体制)

自由貿易試験区の工商部門は税務、品質監督などの部門および管理委員会と共同で、外商投資プロジェクト許可(届出)および企業設立(変更)における「ワンリスト申請、ワンストップ受理」業務体制を構築する。工商部門は申請者が提出する申請資料をまとめて受領し、申請者へ関連文書をまとめて送達する。

管理委員会は自由貿易試験区内企業の国外投資届出における「ワンリスト申請、ワンストップ受理」業務体制を構築し、申請者が提出する申請資料をまとめて受領し、申請者へ関連文書をまとめて送達する。

第二十九条(監督管理の整備)

管理委員会と関連部門は自由貿易試験区改革の必要に応じて、中間過程、事後の監督管理を主とした動態モニタリングを行い、管理過程および管理制度を最適化する。

自由貿易試験区の法執行検査状況については、法に従って速やかに公開しなければならない。食品薬品安全、公共衛生、環境保護、安全生産にかかわる場合、処理進展状況も公開した上、必要な警告、予防意見などの情報を公布しなければならない。

第三十条(安全審査および独占禁止審査)

自由貿易試験区は安全審査および独占禁止審査に関する作業体制を構築する。

投資プロジェクトまたは企業が安全審査、独占禁止審査の範囲内に該当する場合、管理委員会は速やかに安全審査、独占禁止審査の実施を提出しなければならない。

第三十一条(知的財産権の保護)

自由貿易試験区における知的財産権の保護を強化し、専門機関が知的財産権に関する調停、権利擁護・援助などのサービスを提供することを奨励、支持する。

管理委員会は自由貿易試験区内の特許紛争の行政調停および処理に責任を負う。

第三十二条(企業年度報告の公示)

自由貿易試験区内企業年度報告公示制度を実施する。自由貿易試験区内の企業は工商部門に年度報告を提出しなければならない。商業秘密にかかわる内容を除き、年度報告は社会に対して公表しなければならない。企業は年度報告の真実性、適法性に対し責任を負う。

自由貿易試験区内企業年度報告公示弁法は別途制定する。

第三十三条(信用情報制度)

自由貿易試験区内企業の信用情報記録、公開、共有および使用の制度を構築し、信用保持の奨励と信用失墜懲戒が連動する体制を推進する。

第三十四条(監督管理情報の共有)

管理委員会は自由貿易試験区の監督管理情報共有体制とプラットフォームを組織構築し、税関、検査検疫、海事、金融、発展改革、商務、工商、品質監督、財政、税務、環境保護、安全生産監督管理、港湾運輸などの部門の監督管理情報の相互連絡、交換、共有を

実現し、管理過程の最適化、高効率で迅速なサービスの提供、中間過程・事後の監督管理強化のためのサポートを行う。

第三十五条(総合性評価)

上海市は自由貿易試験区において業界情報追跡、監督管理および分類収集の総合的評価体制を構築する。

市発展改革部門は市関係部門および管理委員会と共同で業務体制を構築し、業界全体、業界企業試行実施状況およびリスク防止の総合的な評価を実施し、関連評価報告書を提出し、開放分野の拡大、試行内容および制度改革措置の整備を推進する。

第三十六条(行政不服審査および訴訟)

当事者は管理委員会または関係部門の具体的な行政行為に対し不服がある場合、「中華人民共和国行政不服審査法」または「中華人民共和国行政訴訟法」の規定に基づき、行政不服審査または行政訴訟の申立てを行うことができる。

第三十七条(商事紛争解決)

自由貿易試験区内の企業に商事紛争が生じた場合、人民法院に提訴することができる。また、取決めに従って仲裁または商事調停を申し立てることもできる。

上海市仲裁機関が法律、法規および国際慣例に従って仲裁規則を整備し、自由貿易試験区における商事紛争の仲裁の専門水準および国際化の程度を引き上げることを支持する。

各種商事紛争専門調停機関が国際慣例に従って、各種の形式を採用し、自由貿易区の商業紛争を解決することを支持する。

第七章 附則

第三十八条(付属文書)

管理委員会が担当する行政審査許可事項、具体的な管理事務および管理委員会総合法執行機関が集中行使する行政処罰権については、本弁法の付属文書で明確にする。

第三十九条(施行日)

本弁法は 2013 年 10 月 1 日から施行する。

付属文書:

一、管理委員会が担当する行政審査許可事項

- (一) 投資管理部門が委託した企業投資プロジェクトの認可。
- (二) 商務管理部門が委託した外商投資企業設立および変更の審査許可、国外で投資設立する企業の審査許可。
- (三) 計画管理部門が委託した建設プロジェクト住所選定意見書、計画条件の査定、建設用地計画許可証、建設工事計画設計方案、建設工事計画許可証の審査許可、建設工事竣工計画検収。
- (四) 新規追加建設用地を除く、土地管理部門が委託した国有土地使用権の行政割当、払下げなど建設プロジェクト用地の事前審査。
- (五) 建設管理部門が委託した建設プロジェクト建設申告許可、建設プロジェクト初期設計審査許可、建設工事施工許可、都市道路歩道を占用しての各種施設設置許可、道路臨時占用および道路用地の許可、橋梁安全保護区域内施工許可、道路掘削許可、道路用地範囲内の埋設配管と配管敷設、道路横断の審査許可、平面交差点踏切増設改築許可、制限超過輸送車両通行許可、外商投資企業初回建設工事設計申請および建設業企業資格の許可。
- (六) 緑化都市景観管理部門が委託した建設プロジェクト付帯緑化方案の審査許可および竣工検収、緑地臨時使用許可(公共緑地を含む)、樹木(古木、名木を除く)の移植伐採許可、公共緑地内部配置・サービス施設設置調整の許可、屋外広告施設設置または宣伝用品、標語の貼付け、掲示の許可、屋外非広告施設設置の審査許可、付帯建設の環境衛生施設計画、設計方案の審査許可および竣工検収。
- (七) 環境保護管理部門が委託した建設プロジェクト環境影響評価、試生産、竣工検収の審査許可、建設現場夜間施工審査許可、汚染物処理施設の遊休・解体の審査許可。
- (八) 民間防衛管理部門が委託した民間防衛建設工事の審査許可と施工図審査、民間防衛工事建設費の徴収および減免の審査許可、民間防衛工事竣工検収、民間防衛工事解体の審査許可。
- (九) 科学技術管理部門が委託したハイテク技術企業認定についての第一次審査。
- (十) 人的資源社会保障管理部門が委託した企業のその他の労働時間制の審査許可、外国人の上海における就業の審査許可、台湾香港マカオ籍人員の上海における就業の審査許可、中国籍国外定住者の上海における就業の認可、外国籍専門家の上海における就業の許可、「上海市居住証」B 証の発行手続。
- (十一) 水務管理部門が委託した臨時供水停止または水圧減圧の審査許可、排水許可証の発行。
- (十二) 知的財産権管理部門が委託した特許代理機構の第一次審査申告と特許広告の証明発行、海外図書出版契約の登記、海外音声映像製品複製に関する著作権授權契約の登記、輸入図書の上海での印刷届出。
- (十三) 文化管理部門が委託した公演仲介機構が自由貿易試験区内で開催する公演活動の審査許可。
- (十四) 衛生計画出産管理部門が委託した建設プロジェクトの予防的衛生審査。
- (十五) 食品薬品監督管理部門が委託した薬品小売企業の設立、変更許可、飲食サービス許可、インターネット薬品販売企業の審査許可。

二、管理委員会が担当する具体的な管理事務

- (一) 区域内制御詳細計画、土地払下げ計画および各個別計画の制定、ならびに法定手順に従った許可申請。区域内産業用地の制御詳細計画指標の調整に関する審査許可、区域内土地利用の監督管理などの実施。
- (二) 建設工事の入札・入札募集の届出、設計書類の審査、建設工事計画着工墨出し検収、基礎建設(±0.000)および躯体完成届出、建設プロジェクト計画設定値の調整(2.0を下回る容積率、緑化率、建築密度、建築高度、工業、倉庫保管、研究開発用地の相互転換、分割および合体を含む)、建設工事情質安全監督検査、竣工届出、建設工事保管資料検収などの建設工事管理業務。
- (三) 建築ゴミおよび工事廃棄物処理の申告管理、生活ゴミの分類および処理の申告管理、緑化専門工事の安全品質監督申告、現場監督管理、緑地範囲制御線の確定および調整。
- (四) 民間防衛建設工事安全品質監督申告、監督検査管理、民間防衛工事の保守管理および安全使用管理の監督検査、地下空間安全使用管理の総合調整。
- (五) 区域計画の環境評価およびその追跡評価の作成、ならびに規定手順に従った許可申請。区域環境、汚染源の観測および監督管理の実施、汚染事故の応急処置の実施。
- (六) 生産安全監督検査。
- (七) 公演仲介機構、文化娯楽施設およびゲーム遊戯設備生産企業の日常監督管理。
- (八) 食品、薬品、医療機器、健康食品および化粧品の生産経営活動の日常監督管理。
- (九) 統計管理、調整および監督検査。

三、管理委員会総合法執行機関が集中行使する行政処罰権

- (一) 「上海市都市管理相对集中行政処罰権暫定弁法」、「浦東新区都市管理領域相对集中行政処罰権の範囲に関する上海市人民政府の決定」および「上海市文化領域相对集中行政処罰権弁法」で定める行政処罰権。
- (二) 国土計画管理部門が法律、法規および規則に従って、計画および土地に関する違法行為に対し行使する行政処罰権。
- (三) 建設管理部門が法律、法規および規則に従って、建設に関する違法行為に対し行使する行政処罰権。
- (四) 住宅保障家屋管理部門が法律、法規および規則に従って、住宅保障および家屋に関する違法行為に対し行使する行政処罰権。
- (五) 環境保護管理部門が法律、法規および規則に従って、環境保護に関する違法行為に対し行使する行政処罰権。
- (六) 民間防衛管理部門が法律、法規および規則に従って、民間防衛および地下空間の利用に関する違法行為に対し行使する行政処罰権。
- (七) 人的資源社会保障管理部門が法律、法規および規則に従って、労働保障に関する違法行為に対し行使する行政処罰権。
- (八) 知的財産権管理部門が法律、法規および規則に従って、著作権、特許権に関する違法行為に対し行使する行政処罰権。
- (九) 食品薬品監督管理部門が法律、法規および規則に従って、食品、薬品、医療

機器、健康食品および化粧品の監督管理に関する違法行為に対し行使する行政処罰権。

- (十) 統計管理部門が法律、法規および規則に従って、統計に関する違法行為に対し行使する行政処罰権。